

高齢者・障害者の生活実態等に関する調査に協力を 対象となった方へ調査票を送付

次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および障害福祉計画を策定するため、生活実態等に関する調査を実施します。

対象となった方には調査票を郵送しますので、回答を記入し、同封の返信用封筒に入れてポストに投かんしてください。回答にあたっては、氏名や住所を記入する必要はありません。

今後の施策のあり方を検討するための大切な基礎資料となりますので、ご協力をお願いいたします。なお、回答結果については集計・分析を行ったうえで、区ホームページ等で公表します。

「高齢者を対象とした調査」

65歳以上の方から無作為に抽出した約7,500人に対して、日常生活の状況、介護予防に関する意識、介護サービス等の利用状況、地域活動への参加意向などについて調査を行います。

区独自の訪問・通所サービスの 従事者養成研修

「高齢者の生活援助」の基本を2日間で習得!

介護保険制度改正に伴い、4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まりました。その中で基準を緩和した江東区独自の訪問型・通所型サービスを充実させるため、従事者を養成し、人材確保を図る研修を実施します。

介護保険制度や高齢者とのコ

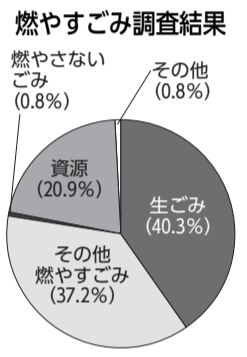
調査票は、区が委託した調査会社から11月に発送します。
「障害者を対象とした調査」
障害者手帳などをお持ちの方の中から障害種別により抽出した約5,000人に対して、日常生活の状況や福祉サービスの利用状況、課題等について調査を行います。
また、サービス提供事業者にも同様に調査を行います。
調査票は区から10月中旬下旬に発送します。
④ 地域ケア推進課包括推進係
☎(3647)9606
FAX(3647)3165
介護保険課庶務係
☎(3647)9481
FAX(3647)9466
障害者支援課施策推進係
☎(3647)4749
FAX(3699)0329

10月は3R推進月間 資源・ごみの分別への協力を

10月は、循環型社会の形成に向けた取組を推進する、3R(リデュース「ごみ発生抑制」、リユース「再利用」、リサイクル「再生利用」)推進月間です。23区の埋立処分場は、あと約50年程度いづばいになると言われており、新たな処分場の設置もできません。より一層、ごみの減量・資源化を進めるため、資源・ごみの分別にご協力をお願いします。

平成28年度ごみ組成調査結果

今年6月に、ごみの組成調査を行いました。燃やさないごみの中には生ごみが40.3%、資源となるものが20.9%も混入しています。



生ごみ

生ごみの中にはまだ食べられる食品が多く捨てられており、これを「フードロス」と呼んでいます。身近な工夫で家庭のフ

コースとも同じです。場江東区文化センター3階第4・5研修室(東陽4-11-3)人介の仕事を興味・関心がある方、各コース80人(申込順)
費用無料
締 10月27日(木)

10月16日は「世界食料デー」
世界では、9人に1人が飢餓で苦しんでいる一方で、作られる食料の3分の1が捨てられています。日本でも年間約632万トンの食べられる食品が廃棄されています。
「家庭でできる取組」①食材は必要な分だけ買う②食事は食べる分だけ作り、食材は使い切る③食べ残さない
雑がみ
雑がみとはチラシ、お菓子の箱など、新聞、雑誌、段ボール以外の雑多な紙類をいいます。雑がみは雑誌の間に挟むか紙袋に入れて資源の日に出してください。ただし、①においの付いた紙②汚れた紙③カーボン紙④紙おむつ(未使用品含む)の4種類は、他の紙に臭いや汚れが移り、リサイクルに不適合な素材も含まれているため、燃やさないごみの日に出してください。
容器包装プラスチック
容器包装プラスチックとは、商品が入っている容器や商品を入った袋を指します。
④ 10月17日(月)午前9時半から電話でヒューマンアカデミー(株)
☎(5348)2039
☎(3647)9468
FAX(3647)9247
⑤ 長寿応援地域支え合い係
☎(3647)9181
FAX(5617)5737
⑥ 清掃リサイクル課
☎(3647)9164
FAX(3647)9556

10月は3R推進月間
「出し方」汚れていたらさっと洗い流し、ビニール袋に入れるかふた付きバケツに入れて集積所へ。
燃やさないごみの分別方法が変更
9月19日からご家庭から排出される蛍光管や乾電池等の水銀を含む廃棄物を燃やさないごみの日に他の燃やさないごみと分けて回収しています。出し方の詳細については、各世帯に配布しているパンフレット「資源・ごみの分け方・出し方」でご確認ください。
区民まつりで食用油等を回収
ご家庭から排出される食用油と水銀含有廃棄物(体温計・温度計等)を清掃リサイクル課ブースで回収します。食用油は、ペットボトル等のフタ付きの容器に入れてお持ちください。
10月は不適正搬入防止月間
23区の清掃工場では、3R推進月間にあわせて10月を不適正搬入防止月間としています。焼却不適物が原因で焼却炉が停止すると、ごみ収集の遅れや、ごみの取り残しなど、23区全体のごみの処理に大きな影響を与えかねません。ルールを守って、清掃工場の安全で安定した運営にご協力をお願いします。

人権週間にもむけて ③

外国人の人権問題

共に働き、共に暮らすために

江東区で暮らす外国人は、平成28年1月1日現在、2,432人、区民のおよそ20人に1人になります。国別の割合は、中国52%、韓国・朝鮮19%、インドやフィリピン出身者も増えています。また、区内には、国際留学生会館があり、外国人研修・技能実習制度により滞在する外国人も増加しているため、江東区で暮らす外国人は、ますます増えていくと考えられます。

住宅や就労などの差別

国際化が進む一方で、言語や文化、宗教や生活習慣などの違いや、これらの理解が不十分なため、外国人に対する差別や偏見がみられます。例えば、アパートへの入居や公衆浴場での入浴の拒否、働く期間が一定でない、賃金が安いなど、就労の形態や条件で差別される事例が発生しています。また、研修制度を悪用し、外国人の実習生に契約とは違う労働条件で働かせたり、賃金を払わなかったりする事件もあります。こうした対応や差別は、外国人の人権を傷つけています。

多様性を尊重する社会を目指して

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。外国人が住みよいまちは日本人にとっても住みよいまちとなるはずですので、外国人と日本人がお互いの人権を尊重し合える、「人権が尊重されるまち江東区」を実現しましょう。

私たちと一緒に

人権は、だれもが生まれな

外国人の人権推進課
☎(3647)1164
FAX(3647)9556